

香川県条例第16号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) <u>公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及び更生保護法人並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等</u>のうち、県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（規則で定めるものを除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「寄附金」と総称する。）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p>	<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（規則で定めるものを除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「寄附金」と総称する。）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p>
<p>(個人の均等割の税率)</p> <p>第34条 略</p>	<p>(個人の均等割の税率)</p> <p>第34条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。</p>
<p>(個人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第42条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、その個人の事業から生ずる所得について、<u>法第72条の49の12第1項ただし書の規定</u>によってその個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>附 則</p>	<p>(個人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第42条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、その個人の事業から生ずる所得について、<u>法第72条の49の8第1項ただし書の規定</u>によってその個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>附 則</p>

19 略

20 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第34条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(法人税割の税率の特例)

21 略

22・23 略

24 附則第22項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人（法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第27項において同じ。）の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

25 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

26 略

27 法人税法第71条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」とする。

28～45 略

(特別還付金の支給)

46 租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る同項第2号に規定する保険金受取

19 略

(法人税割の税率の特例)

20 略

21・22 略

23 附則第21項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人（法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第26項において同じ。）の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

24 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合における附則第21項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

25 略

26 法人税法第71条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第21項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」とする。

27～44 略

(特別還付金の支給)

45 租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る同項第2号に規定する保険金受取

人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以降の年に限る。）の翌年の1月1日において法第24条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。以下「対象保険年金に係る納税義務者等」と総称する。）について、法第17条の5第4項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、知事は、当該対象保険年金に係る納税義務者等からの申請（規則で定める日から起算して1年以内に行われたものに限る。次項において同じ。）により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすることとしたならば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金に相当する額と、その還付加算金に相当する額として知事が定める額との合計額（以下「特別還付金」という。）を、支給することができる。ただし、当該対象保険年金に係る納税義務者等が、次項に規定する協定により特別還付金の支給を市町から受けることができる場合は、この限りでない。

47・48 略

人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以降の年に限る。）の翌年の1月1日において法第24条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。以下「対象保険年金に係る納税義務者等」と総称する。）について、法第17条の5第2項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、知事は、当該対象保険年金に係る納税義務者等からの申請（規則で定める日から起算して1年以内に行われたものに限る。次項において同じ。）により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすることとしたならば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金に相当する額と、その還付加算金に相当する額として知事が定める額との合計額（以下「特別還付金」という。）を、支給することができる。ただし、当該対象保険年金に係る納税義務者等が、次項に規定する協定により特別還付金の支給を市町から受けることができる場合は、この限りでない。

46・47 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は平成24年4月1日から、第42条の3の改正規定は平成25年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第33条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。
(香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正)
- 3 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成11年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第11項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が平成24年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年以内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第11項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が平成24年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年以内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に</p>

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)第45条及び附則第29項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)第45条及び附則第28項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

- 4 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例(平成14年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 次に掲げる者であって、その者が設置した当該施設において県内に住所を有している者5人以上を常時使用の従業者として新たに雇用したもののについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。)の取得価額が5,000万円を超える場合に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び附則第29項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 次に掲げる者であって、その者が設置した当該施設において県内に住所を有している者5人以上を常時使用の従業者として新たに雇用したもののについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。)の取得価額が5,000万円を超える場合に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び附則第28項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>